

仕 様 書

品 名	窒素酸化物自動測定機	設置場所	東予測定局
標記案件の仕様は、次のとおりである。 1 機器及び設置条件 (1) 機器名及び数量 窒素酸化物自動測定機 1 式 (2) 使用目的 環境大気中の窒素酸化物濃度の常時監視に使用する。 (3) 設置場所 東予測定局（西条市壬生川 116-2） (4) 設置期限 令和 8 年 2 月 27 日 (5) 仕様書に関する疑義等の取扱い この仕様書に記載のない事項であっても、運用上、機能上及び構造上具備しなければならない事項並びに社会通念上必要とされる事項については、受注者の責任で対応するものとする。 2 機器仕様 大気汚染の常時監視に関する事務処理基準(環境省)に基づき、下記事項を含めて、JIS B 7953 の規格に基づくこと。 (1) 測定対象 環境大気中の二酸化窒素、一酸化窒素及び窒素酸化物 (2) 測定方式 化学発光方式 (3) 測定範囲 0～1.0ppm (4) 繰 返 性 最大目盛値の±2% (5) 安 定 性 ゼロドリフト ±2ppb／日かつ±4ppb／週 スパンドリフト 最大目盛値の±2%／日かつ±4%／週 (6) 周囲温度 5～40℃ (7) 電 源 AC100V (8) 記 録 計 瞬時値及び 1 時間平均値を記録紙に記録できること。 (9) 出 入 力 環境省「環境大気自動測定機のテレメータ取り合いの共通仕様」に準ずるデジタルテレメータ出入力機能を有すること。 3 その他 (1) 設置時に県テレメータシステムに接続すること。 (2) 設置及び測定に必要な付属品（スパンガス、調圧器、ボンベ架台及び標準ガス調製装置を含む）及び消耗品（1 年分（記録紙を含む））を装備すること。 (3) ラックにはキャスターを装備すること。 (4) 既存測定機については、設置した測定機の検収後引き取ること。 (5) 日本語の試験成績書及び取扱説明書を各 2 部（1 部は写し可）提出すること。 (6) 検収後 1 年以内に発生した故障の対応・修理は無償で実施すること。 (7) 設置品の使用方法について実地研修を実施すること。			

機 器 構 成 表

品 名	窒素酸化物自動測定機	設置場所	東予測定局
-----	------------	------	-------

品 名	メ ー カ ー	規 格 (型 番)	数量
大気中窒素酸化物測定装置	東亜ディーケー ケー(株)	GLN-354D	1 式

品 名	メ ー カ ー	規 格 (型 番)	数量
窒素酸化物自動計測器	紀本電子工業(株)	NA-721	1 式

(注) 同等品も可、ただし、仕様確認を要する。